



入園申込・支給認定の手引



平成31年4月～平成32年3月に認定こども園または保育園へ入園を希望する児童の申し込みを次のとおり行います。なお認定こども園・保育園の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。手引きをよくお読みいただき、必要書類を添え、期間内に提出ください。

申し込み受付期間

- ☆受付期間・・・平成30年9月3日(月)～平成30年10月2日(火)
- ☆提出先・・・市役所子ども未来課 または、浜っ子こども園、各保育園

- ◎「認定こども園・保育園入園申込書（兼支給認定申請書）」に必要事項を記入し、必ず押印をしてください。
※転園を希望される方も記入して下さい。
 - ◎「保育の必要性認定事由」に伴い、所定の申告書・必要な証明書を添付して下さい。
 - ◎提出していただいた書類をもとに、「支給認定区分」「保育必要量」を決定します。・・・下記参照
 - ◎産休・育休明け、または出産予定等で、年度途中からの入園を希望される場合は、必ず予約申し込みをして下さい。（産前からの予約が出来ます。）
- ※入園後2週間から1ヵ月程度、新しい環境に慣れるための慣らし保育の期間を設けています。



認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	教育標準時間：4時間	幼稚園 浜っ子こども園(幼稚園部)
2号認定	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	※1 保育標準時間：最長11時間 ※2 保育短時間：最長8時間	保育園
3号認定	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	※1 保育標準時間：最長11時間 ※2 保育短時間：最長8時間	浜っ子こども園(保育園部)

◆3歳以上で保育の必要性が無い場合は、1号認定となります。◆

- ※1：保育標準時間・・・保護者のいずれもが、1ヵ月120時間以上の就労
- ※2：保育短時間・・・保護者のいずれかが、1ヵ月48時間以上120時間未満の就労

◎申請内容に応じ、支給認定・利用調整を行います。

- ※浜っ子こども園(幼稚園部)の保育時間は8：30～14：00です。
- ※浜っ子こども園(保育園部)、各保育園での保育時間は、次のとおりです。
保育標準時間・・・7：30～18：30
保育短時間・・・8：30～16：30

保育の必要性を証明するために必要な添付書類



- 対象者**
- ・ 児童の保護者
 - ・ 65歳未満の同居の祖父母・・・※家庭状況調書を提出してください。

	保育を必要性認定事由	① 申告書	必要な添付書類
1	会社などに勤務		※就労証明書
2	自営業	必要	納品書または発注書の写し
3	農業・漁業	必要	納品書または発注書の写し
4	内職		※就労証明書
5	妊娠、出産	必要	母子手帳の写し(表紙・予定日記載分)
6	疾病、障がい(保護者)	必要	※診断書 ・ 障害者手帳の写し(心身または精神)
7	介護・看護(同居または長期入院している親族の介護、看護)	必要	・ 障害の場合・・・手帳の写し ※・ 病気の場合・・・介護、看護用診断書
8	災害復旧	必要	
9	就学	必要	在学証明書または、合格通知書の写し
◇	求職		※求職申告書
◇	育児休業中		※就労証明書
◇	その他	必要	※児童発達状況表 市が必要と認めるもの

- ①申告書と※印の書類は市から配布します。
- 就労証明書以外の添付書類は、指定の用紙に貼付してください。



入園・支給認定申請の結果通知について

- ◎ 「保育の必要性あり」と認められた方には、市から12月末に「支給認定証」を送付します。
- ◎ 利用する保育園等の決定にあたっては、保育の必要性の高い方から順次決定します。
そのため、第一希望に添えない場合もありますので、ご了承願います。
(希望に添えない場合、12月頃に連絡させていただき、調整します。)
- ◎ 利用する保育園等の決定については、1月中旬に通知します。



保育料について

- ◎ 保育にかかる保育料は、保護者の所得(収入)に応じて決まります。
- ◎ 保育料算定に必要な書類については、後日お願いをする場合があります。
- ◎ 保育料の決定通知は4月中旬になります。

※平成30年1月2日以降に他市町村から
転入された方で
4月～8月までに入園を希望する場合



※保護者(父・母いずれも)の
○平成30年度所得課税証明書 もしくは、
○平成30年度住民税課税決定通知書(市町村発行)
が必要です。

※源泉徴収票は不可